



平成二十九年 度 「さわやか」

第一回理事会開催

運転ボランティアを

増やすことが必須

五月二十六日(金) 午前十時より小倉事業所で特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」平成二十九年第一回理事会が開催されました。

初めに山田理事長より開会宣言があり、資格審査委員に高原事務局長が選任され、理事総数六名、出席者数六名(うち書面表決者数二名)で定款の条項を満たしているため、この理事会は有効に成立する旨報告がありました。

次に定款に基づき議長に山田理事長が選任されました。



また、議事録署名人に梶原常務理事と高原事務局長が選任され、その後審議に入りました。

初めに高原事務局長より情勢報告、貞谷事務局長より平成二十八年度活動報告、梶原常務理事より平成二十八年年度収支決算報告があり、

北九州市障害福祉団体連絡協議会(障団連)の想いを込め

障害者差別解消条例案の素案を提出

障害者差別解消条例を

作ろう！プロジェクト

北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)は「障害者差別解消条例を作ろう！プロジェクト」を昨年の十月から立ち上げました。

障団連の常任委員と加盟団体の有志を集い、「自立生活センターぶるーむ」の田中雄平氏をプロジェクトリーダーとし、事例検討や他自治体の条例検討などを計九回の協議を重ねてきました。

そして、五月十一日(木)十八時三十分からウエルとばた七階団体連絡室において常任委員会と加盟団体での最終調整会議を行いました。

全て満場一致で承認されました。

続いて山田理事長より平成二十九年活動方針(案)、梶原常務理事より平成二十九年事業計画及び収支予算(案)の提案があり、承認されました。

次に山田理事長より六月十八日(日)に行われる第十四回「さわやか」定期総会での役割分担についての

説明がありました。

その他の議題としてボランティアさんの高齢化とそれに伴う減少についてボランティアさんを増やすことが必須であり、各区の社会福祉協議会にチラシやポスターを置いてもらうように提案があり承認されました。以上で、理事会の議案すべての審議が終了し、十一時に閉会しました。

の仕方などが細かく議論されました。

その中で、現行の法律や法令に沿った表記をしなければいけないことを分かった上であえて、障害者やその家族、そして団体の思いを載せた文言を表記することにしました。

ここに障団連が目指す条例案として取りまとめ、素案として五月十九日に北九州市に提出しました。

十三時三十分からウエルとばた6A会議室で障団連の北原守会長をはじめ障団連の三役とプロジェクトリーダーの田中雄平氏、事務局の松本大史氏が参加し、北九州市保健福祉局障害福祉部の柴田憲志部長と同じく障害福祉企画課の末吉和久課長、差別解消法担当の秦勝彦係長と廣渡実和係長

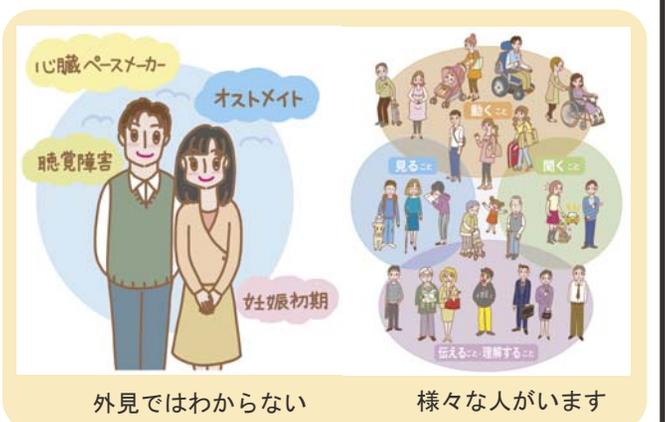
が来館されました。

北原会長と柴田部長がそれぞれこれまでの経緯を説明され、北九州市差別解消条例素案についての提案書が北原会長から柴田部長に手渡されました。

またこの素案につきましては、五月二十三日に開催されました、「北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議」の中で、各構成員に渡されました。

北九州市では差別解消条例の制定に向けて準備を進めております。

北原会長は、「障害のある人もない人も含めて全ての人々が共生社会の一步となるような北九州市独自の条例となるように望んでいます」と述べられていました。



障害者の皆さんがつくる製品も提供するサービス

『まごころ製品』ロゴマーク

福岡県では、障害者の皆さんがつくる商品や提供するサービスを『まごころ製品』と名付けその販売や提供を通じて障害者の皆さんの収入向上に取り組んでいます。今回、『まごころ製品』の販売や提供の際に商品に貼ったり、PRに利用するため、『まごころ製品』を広く皆様に知っていただき、ひとつひとつ『まごころ』がもつた商品やサービスが一つでも多く皆さまのお手元に届くことを願ってこれからPRを行ってまいります。

『まごころ製品』ロゴマークは、『まごころ製品』の販売や提供の際に商品に貼ったり、PRに利用するための『まごころ製品』の一体的なイメージを表したマークです。

『まごころ製品』を広く皆さまに知っていただき、ひとつでも多くの『まごころ製品』を手にとっていただくために、『まごころ製品』ロゴマークをぜひご使用ください。



『まごころ製品』ロゴマーク

デザインについて
ロゴマークはキャッチコピーと組み合わせても単独でも使用可能です。

ロゴマーク本来のコンセプト
トや印象を保持するため、縦横比率や色を変える（モノクロで使用は可）、白以外の背景色の上にもそのまま載せるなどの加工はしないでください。

Q&A

『まごころ製品』について

Q・『まごころ製品』とは？
A・障害者がつくる製品または提供するサービスの通称です。

障害者が製造過程に携わっている製品（パン・菓子・弁当・惣菜などの食品、農産物、陶器、縫製品、木工品など）のほか、障害者が流通、販売過程に携わっているもの、サービスの提供に障害者が携わっているもの

この他、『まごころ製品』ロゴマークの使用にあたっては、福岡県のホームページに掲載している『まごころ製品』ロゴマーク使用ガイドラインをご確認ください。

使用方法について

企業や団体、個人は『まごころ製品』ロゴマーク使用ガイドラインに従い、『まごころ製品』の商品を収容する容器や包装紙、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺等、様々な媒体に自由に『まごころ製品』ロゴマークを使用ができます。

福岡県への申請は不要です。ただし、『まごころ製品』ロゴマークの使用方法については、使用される方の責任で十分にご注意ください。

Q・「障害者」の範囲は？
A・「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者とします。

の（印刷、清掃、除草、クリーニングなど）についても対象になります。



まごころ製品ショップ

IN北九州地区

- ☆BOCCHI
- ☆あいず
- ☆愛和社会復帰センター 就労継続支援B型
- ☆あこーど
- ☆いきいき倶楽部
- ☆打出の子猫
- ☆北九州ローバルさわやか
- ☆北九州フレンド
- ☆希望舎
- ☆桑の実工房
- ☆スマイル門司
- ☆とりはた玄海園就労センター
- ☆はばたけ
- ☆みらい
- ☆みんなの王国
- ☆門司障害者地域活動センター
- ☆癒とりの里
- ☆わーくいずみ
- ☆ワークセンターおんが
- ☆ワークランドこすもす

福岡県は、『まごころ製品』ロゴマークを使用して行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。なお、次のような場合は使用することができません。

- ① 『まごころ製品』のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- ② 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ③ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- ④ 特定の商品・サービス等の品質・機能・価格等を担保・証明するものとして使用する場合
- ⑤ 虚偽の内容もしくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- ⑥ その他、福岡県が『まごころ製品』の趣旨に反していると認めた場合

多くの方に知っていただくため、『まごころ製品』を作成しました。そこで、北九州地区の『まごころ製品』を紹介いたします。（右記参照）
『まごころ製品』ロゴマークダウンロード用デザインや使用規約、使用ガイドラインは福岡県ホームページからダウンロードできます。また、福岡県ホームページのトップ画面からキーワード検索で、『まごころ製品』ロゴマークを検索してください。

お問い合わせ

福岡県福祉労働部
障害者福祉課自立支援係
〒812-8577
福岡県博多区東公園7番7号
092-643-3263
092-643-3304
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokologomark.html